(2~3面)9月定例会(1) 本会議の質問から

審議の結果

(4~5面)(特集)

元県幹部職員による巨額借 り入れ焦げつき関連事件調 查特別委員会調査報告書(抜粋)

(6~7面)常任委員会の動き 9月定例会(2)

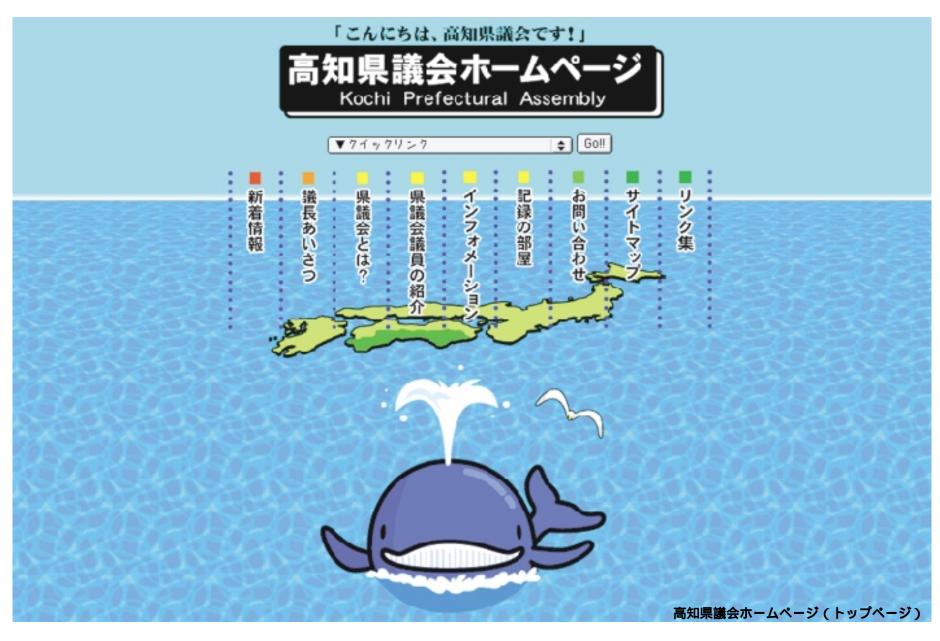
予算委員会の質問から

決算特別委員会を設置 (8面) 高知県議会ホームページを開設 インフォメーション

12月定例会の開催日程(予定) <mark>県議会を傍聴してみません</mark>か? ほか







9月定例会トピックス

(会期 9月24日~10月13日【20日間】)

(詳細は八面)

~ 予算系 以構造改某 委員会~ 革や県立病院事業の経営改善について一問

一名、フレッシュ 一名、フレッシ シュ21 一名の七議員が質問に立ちました。 流会・公明一名、日本共産党二名、県民クラブ -月六日に行われた予算委員会では、自由民 (詳細は六~七面)

どおり可決さ 外管の常任委 付託された士 を可決 ~ 閉会日~ されました。 会計の決算に関する四議案を除く十四議案は 安員会に付託され、審査の結果、全議案が原案 四議案を原案どおり可決 ~常任委員会~

一十四議案·

議員から提出された議案については、九議案のうち八議採決の結果、可決されました。続いて、知事から人事議案など二議案が追加提出され、続いて、知事から人事議案など二議案が追加提出され、続いて、知事から人事議案など二議案が追加提出され、経済の結果、知事提出議案十四議案審査結果が報告され、採決の結果、知事提出議案十四議案審査結果が報告され、採決の結果、知事提出議案十四議案

止し、信頼を確保とうとでいる。そのでは、今後、県民の疑惑や不信を招くようとでいる。では、今後、県民の疑惑や不信を招くようとでいる。では、自らの給与を九月からの三カ月間、全額減額する条例で、自らの給与を九月からの三カ月間、全額減額する条例を設定し、信頼を確保といる。 の中で橋本知事は、一連の不祥事の責任をとっ

十一月に行われる知事選への出馬を表明

定例会に十八件の議案を提出することを説明しました。
定例会に十八件の議案を提出することを説明しました。
また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄計していくことを述べました。

確保する観点から、職員倫理条例の制定を検後、県民の疑惑や不信を招くような行為を防

与を九月からの三カ月間、全額減額する条例

人れ焦げつき関連事件調査特別委員会の調査報告が、 知事の提案説明に続き、元県幹部職員による巨額供

『『重算牛周査侍別委員会の調査報告が、土案説明に続き、元県幹部職員による巨額借り

土森委員長は、行政不信を招いた県の責任は

委員長から行われました。

別委員会の

の調査報告を全会一致で承認

員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査

元木 益樹 (自由民主党)

成への対応を聞く。方、及び国の十五を

及び国の十五ヶ月予算編

算編成についての基本的考え

ないと考えるが、

十二年度予

く魅力ある高知県を構築でき

財政構造改革の徹底だけで

二十一世紀への展望を開

答知事

改革は予算の帳じり

合わせではなく将来にわたり

水対策として極めて重要な事答 知事 土佐市の抜本的な治

の地域振興策の策定に向けて業と認識している。新居地区

政治姿勢を問う

三選を目指す知事の

九月三十日 🍑

さらに着実な努力を重ねたい。 花が咲かせられるよう、今後

10月



月武森田 四石田村 利英輝 彦二雄

けと振興策を聞く。

世界の食糧需給予想

業団体とも、より以上に意思成り立つ農業を展開する。農 れからは高付加価値型の園芸 が時代のキーワードとなる中 農業を核とした、産業として శ్ 環境問題、 の疎通を図る。 県の基幹産業として、 農業はますます重要にな 健康・安全・安心

あう、内部牽制制度の導入が

の利用実態は四十二番農林水産部長・

一・五ヘククート

事業継続などへの取 実態と、今後の事業 ても人気があるが、

り組みを

要ではないか。 組み立て方に、更に配慮が必 が県内に十分波及するような

森 枠拡大、 その利用

大させないため、事業の効果を感じている。雇用不安を増業費の量的削減に県民は不安に関い、関係を持ている。

務内容などのチェックを受け

必要ではないか。

結成、土佐市への県職員派遣 重要施策に位置づけることや 境整備への取り組みの決意を 県庁内のプロジェクトチーム 知事による国への予算要望、 を強く要請し、新居地区の環 波介川河口導流事業を県の

る

今後の改革は、社会的弱

本姿勢を堅持する考えか。 者にしわ寄せしないという基

一方で、場合によっては弱者起きてはいけない。だがそので社会的な弱者にしわ寄せが不すことにある。改革の過程 時代に向けた、あるべき姿を もともに負担を分かち合うと 単なる削減ではなく、 知 事 行財政改革の目的は 新し

いう考えも必要だ。

代の押しつけが行われようと 会内部にまで、日の丸、君が 本県でも学校現場を始め県議 がる対応はすべきでないと思の過程において、強制につな 由と創造こそ命であり、そこ 育行政も含め、県行政の推進 での強制は犯罪的である。 している。 特に教育の場は自 国旗国歌の法制化を受けて、 教 見直しについては、管健康福祉部長を 同県立養護老人ホー や外部監査請求の動きがある。 移管については県への質問状 改善を要望する。保険料など また不正・癒着ありといわれ取り組み経過を明らかにせよ。 きた。国の動向を見守り、引の十分な配慮を国へ要望して の負担は生活に困る高齢者へ ることへの見解を聞く。 き続き要望していく。 は、随時国に認定審査の

人について、移管先としてのを設置し、申し出があった法年度から民間移管実施委員会日に移管実施計画を策定。十 答 健康福祉部長 かない話だ。 求めがあれば 適格性を検討中。不正うんぬ んは、全く心外で事実に基づ つでも説明に応じる。 平成十年二 に、今後最終調整をして、式ついて、県としての案をもと揮できる炬火リレーの実施に簡素な中にも高知らしさを発簡素な中にも高知らしさを発 ントを、一気に廃止するので

国体局長

市町村、

競技団

見直す考えは

ないか。

成果についてはいろいろな意を重視した取り組みだった。

結果よりも政策づくりの手法

知 事

ワンランクアップは

庁内部の足固めが求められてなどは評価するが、反面で県

今後の取り組みを聞く。いる。二期八年の自己な

る。二期八年の自己評価と、

高め、先駆的政策を提言し、

知事が地方政治の存在感を

問三期目を目指す橋本県政は

平で民主的な対応を堅持する 民に対して、分け隔てなく公 立場や考え方の違う政党や県

り内閣総理大臣は、国民に新り知事の回の法制化にあた

たに義務を課すものではなく、

これを契機に、より理解を深

考えかどうか伺う。

県民参加と公開を創設した点

見があると思う。

まいた種に

知事

自立と挑戦を目標に、

なく対応していく姿勢を守る。 場の異なる方々にも分け隔て 答 知事 今後とも考え方や立

めていただきたいと述べてい

に立って対処してまいりたい。るので、私もこうした考え方

ップについてどう受け取める

具体策をどうするのか聞く。

また、今後のビジョ

その成果の低い数値とのギャ

||) 橋本県政八年間に巨額の県

中内

梶原 守光 (日本共産党) 守光

桂郎 (清流会・公明)

費を投じてきた県の施策と、

なら、

初心に返った気持ちで

もう一度謙虚に取り組みたい。

受けとめ、三期目が許される

厳しい叱責と同時に励ましと いと痛感している。ご質問は

取り組む知事の決意を

事の基本姿勢を問う

三期目を目指す橋本知

介川河口導流事業に

しなければならないことが多

知事

リーダーとして努力

て業務に励ますことが求め

県民のために当然のこととし 求心力を持ち、県職員をして

革の方針、県内景気や雇用情ける。十五ヶ月予算には、改どで柔軟な予算配分にも心が

種の支援に全庁的に取り組む。興策の実現や財政支援など各最大限の努力をする。 地域振

勢を十分勘案して対応する。

システムを導入し、特別枠な を目指す。そのため事業評価 機動的に対応できる財政構造

れているのではないか。

の帝王学を身につけ、本当の

に高知県のリーダーたるため 三選を目指す知事には、

> れたと考えている。 また、このことは、既にこの 八年間に身をもって示してこ

中心で、福祉や教育など弱い)行財政改革は、削ることが

者にしわ寄せが行く傾向があ

向介護保険の要介護認定につ 険料と利用料両面での見解と 切と考えるが、 定方法を随時見直すことが大いては、今後、調査内容や判 取り組みを聞く。 また低所得者対策について保 認識を聞く。

できないか検討したい。 る市町村もある。 今 文化環境部長

と続けられた意義のあるイベいる。国体の歴史の中で営々 方面から大きな反響を呼んで リレーの廃止が表明され、各1) よさこい高知国体では炬火

みづくりを検討する。 促進にもなるので、その仕組 とは地域産品の地域内流通の 推進すべきと考える。財政構め、圃場整備事業を積極的に 中山間地域を活性化するた 従来とは異

農林水産部長 地域の実情

□「園芸王国土佐」の知事とし **決意を新たにしている。今後革にも先頭に立って取り組む精一杯の努力をした。庁内改** 要な産業である農業の位置付 農業団体との相互信頼を構築 項目を基本に取り組みたい。は子ども、環境、雇用など七 二十一世紀に向けて本県の重 農業政策を確立すべきだ。 農業の基本政策を提示し 性化するため、各課相互に業政を進め、よどんだ組織を活政を進め、よどんだ組織を活って行い。

内在した県庁組織に変えるた答 知事 常に聞これに 活用してチェック体制を整え庁内メール、行政考査制度を ムを来年度、本格的に導入す る。また庁議なども見直し、 行政経営品質向上システ

ので十三年度以降も重点事業の担い手確保に大変効果的な

として予算確保に取

り組む。

の

場の確保に努める。

別基金事業の活用を図り雇用ほか、当面は緊急地域雇用特労働集約型工法の採用などの

今後は県内産資材活用の徹底、 機会の確保などに努めてきた。 **化や小規模建設業者への受注** 知事 これまで発注の平準

規に就農した。事業は十二年

タールで、四十六名

の方が新

度までだが、園芸振興と農業

問 本腰を入れた景観 やり方では何も解決しない。 何とかできないのか。 県として回収方策を検討すべ 散乱するごみだけでも早急に 組みが必要だ。 せめ て道端に への取り 現在の

協議しながら新しい仕組みが拡充するとともに、市町村と 事業で回収などを計画してい国の緊急地域雇用特別交付金 **1) というになっている。の協力を得て処理している。すべき不法投棄ごみは市町村** の事業を 急に処理

域のものを食材に提供するこ つなげることは新たな地域づ験・ノウハウを体験型農業に くりとして意義があるし、 農林水産部長 民泊の

地

なる取り組み方針を聞く。造改革の中での、従来と

に応じた整備手法の採用、コに応じた整備手法の採用、コストの縮減、事業の必要性。効果を客観的に評価した生き効果を客観的に評価した生きが果を客観的に評価した生きがまり、重点的執行も必要である。



積極的に取り組 県土の景観改

組一語のこ

雇用不安への対応を問う 公共事業削減による



田村 輝雄



同県のレンタルハウ

園芸農業の振興に役立ち、と1) 県のレンタルハウス事業は



(自由民主党)





-2-

高知の農産物は健康的とのP機栽培の農産物を使用して、

R

をしてはどうか。

振興を図れないか。また食事

には地域の食材、できれば有

ムに応用して、体験型農業の設と経験をグリーンツーリズ 国体で多用される民泊の施

勧告や避難指示が行えるよう、

県は、

市町村が適切な避難

援体制を構築すべきではないまた、災害時における人的支 度の高い気象情報を提供し、 きめ細かな降雨状況予測や精

教育長

収蔵能力

のオー

するとともに、定温・定湿の

ること、

地域ぐるみで心をはぐと、ご提案のような情報

高め、道徳の時間を充実させ

は指導者である教員の認識を

教育長

道徳教育の推進

収蔵庫は出土品の増加を考慮

用地の活用を検討している。 バー状態については教員住宅

収蔵庫などの整備が必要と考

くむことが重要だと考える。

防災支援を強化せよ市町村への 十月四日 *

について問う

岡崎 俊 · (清流会·公明)

問二期にわたる県政の結果、

なったことについて、 革に取り組まねばならなく 第二次の財政構造改 知事の

次、

機管理体制のあり方など、今え、事業予定、完成までの危目的及び検討内容なども踏ま 国分川・舟入川流域協議会の 後の課題と対策を聞く。 機管理体制のあり方など、 策特別緊急事業の進捗状況、 国分川、 舟入川激甚災害対

域協議会では総合的治水計画度末完成に向け取り組む。流度末完成に向け取り組む。流度末で約二十五%が目標。用度末で約二十五%が目標。用 合防災情報システムを構築し業などで実施する。また、総 を検討し、その結果は激特事 具体的な水防情報の提供を行

かし今は投資を通常ペースに本の着実な整備ができた。し

投資で交通基盤を始め社会資助事就任以来、積極的な

認識を聞く。

構造改革に取り組んでいる。戻す局面との判断から、財政

とを事前に十分説明できな

たことが大きな反省点だ。

いずれこうした局面に至るこ

しているのか。現状把握の上生徒の学力の現状をどう把握 上」に向けた取り組みをし で「基礎学力の定着と学力向 いるのか。 県教委は、本県全体の児童・

と連携して活動が育つ環境整輪も広がっているので市町村知を図る。またNPO参加の備に使える国の助成制度の周拠点づくりは必要なので、整 答文化環境部長 換やごみに関する意見交換のウンスのでは、

り組んで欲しい。以降の開館に向けて、以降の開館に向けて、 備や機運の醸成に努める。 5降の開館に向けて、 是非取県立美術館や高知城の五時

> 証し、国へも要望しながら教 できた。今後は取り組みを検

タルして約七割の配置が

員数の確保に努力する。

問 埋蔵文化財センターの出土

遺物収蔵量はパンク状態であ

点からの派遣が必要と考える。 の技術支援に加え、防災の視提供する。人的支援では従来

をふやしたきめ細かな情報を量・河川情報や降雨観測地点

体的指導指針となるよう、内配布している。この分析が具は、これを中学校全教諭にも

容の改善と活用の指導に努め、

基礎基本の定着を図る。

現在整備中の総合防災情報シ

握している。平成十年度からを応答分析としてまとめ、把校入学者選抜の学力検査結果

気象情報を提供してきたが、

知 事

市町村へは気象台の

答教育長

学力の現状は、

ステムでは、県が観測した雨

ıΣ

悠長な状況ではない。

高

を充実させるため

長に欠かせない。

で充実させるため 教員の認成に欠かせない。道徳の時間)道徳教育は子どもの心の成

知らしさあふれる文化の県づ

識向上

指導案のデー タベー

くりが県政運営の柱であるこ

とからも、早期に収蔵庫を整

家庭、地域の連携を深めると

う三本柱で取り組みを推

ス化などの条件整備

学校、

備すべきではないか。

ンウィークに三日間、延長しには曜日などを限っての開館には曜日などを限っての開館を見事実現したい。 い。観光関係者のご意見も聞きた だ夜間はさまざまな課題があ の時間延長を検討したい。たているが、今後例えばお盆頃 るので開館希望の状況など、

防災と教育問題 文隆 三石 (自由民主党) 開館時間延長を県立美術館の

学校改革を推進せよ

子どもが主役の

P

十月五日

援策を検討していきたい。





高知市中心に予算が集中した 断で中山間の道路整備に特別 的な声も出ている。知事の決地域に暮らす人たちから批判 県政を進めてきたが、中山間

して暮らせる地域の確立を図の道中八策」に基づき、安心配慮してきた。今後も「土佐中でも道路整備にはひときわ は極めて重要な課題であり、答知事・中山門ナー 備を推進したい。 る視点から、効率的な道路整 枠を設定する考えはないか。 中山間地域振興対策

問 一般廃棄物対策として再利 **ないか。** 源の再利用を啓発すべきでは 報発信機能などによって、 式で設置し、ごみを通した情 三カ所、できれば公設民営方 進センター を県下に

三百名の教員を配置するとし)教育改革のため、五年間に

三分の二を派遣できるように 社会体験研修は対象教員の約 なった。又、中高連携事業や は十一年度に全市町村に配置 通しを聞く。 複式学級改善などを含め、 した。採用二年目教員の長期 た計画の進捗状況と今後の見 教育長

地域教育指導主

制度や有利な制度資金がないで深刻な被害を受けた。共済炭窯が、去る八月の集中豪雨間。室戸市吉良川町の土佐備長 生まれている。県として、救ため、再建を断念する状況が 済の検討状況を聞く。

書譜の結果

検討したい。 室戸市や生産者と協議して支 共同設置なら補助事業がある。 には無利子の林業改善資金、 単独の災害対策資金の摘用を 森林局長 また炭窯の新造 復旧対策には県

9月定例会

可決された議案(24議案)

知事提出議案(16議案) ・予算議案(2議案)

組みの現状をどう認識してい。 開かれた学校づくりの取り るのか。また、先駆的として 注目される奈半利中学校の実 塚地 佐智

任を持って学校生活をしよう づくりと、子どもが自覚と責者の意見をもとにした仕組み 半利中の実践は子ども・保護なっていない学校もある。奈 なっていない学校もある。奈あるいは全体の取り組みに いる。しかし、活動が不十分まざまな取り組みが行われて としている面で評価できる。 **意見を学校運営に反映するさ** 教育長 子どもや保護者の 践についての所見を聞く。

同) 多様な機能を持つ森林を、 促進とそれを支える作業道整の課題と考える。今後の間伐持った間伐対策の強化が緊急 き継ぐという、長期的展望を 備への取り組みを聞く。 二十一世紀に向けて良好に引

結果、国の十二年度概算要求 組みをもとに国へ要望してきた への取り に九齢級までの間伐と作業路

二年着手、 十六年度

初年度成果の自己評価を聞く。 業自体の成果の点検は、 方 また市町村からの意見・要望 内容と、県としての受け止め 企画振興部長 配慮の方向を聞く。 支援した事

携が阻害される、長期的効果 度額の引き上げや、広域的連 したと考える。一方、補助限 の支援という目的はほぼ果た の意見では、自主的取り組み えく十分でない。市町村から は、今後配慮していく。を重視すべきといった意見に 日が 局

谷相勝二 (自由民主党)

行うイベントへの対応を聞く。築城四百年に記念事業を開催す封四百年に記念事業を開催す



たものとなるよう現在議論したものとなるよう現在議論しけ分反映した事業計画の策定をお願いしてきた。県の支援をお願いしてきた。県の支援をお願いしてきた。県の支援をお願いしてきた。県の支援をが開いる。 施設の整備 **ていただいている。** たものとなるよう現 知市北部の

ている。国旗掲揚率は百%、学習指導要領に基づき指導しを育てることが重要であり、 立高百%となっている。七%、公立中九十・一%、県国歌斉唱率は公立小八十七・ 諸外国のものも尊重する態度と、を理解させ尊重する態度と、例前長、国旗、国歌の意義 一年春の本県における卒業式、一年春のあり方を聞く。また、十現場の実態調査を踏まえた指歌の指導についての見解と、歌の指導における国旗・国

の実施状況を報告せ

対している。 対している。 対している。 対している。 対している。 対応をする。 対応をする。 対応をする。 は、その必要性を を検討中。また北進の物理的障 まにならない高架の構造を検 対応をする。

で進める。 り度を活用 り盛り込ま

れた。今後は補助制網の緊急整備施策が 嶺北地域は高齢 より適正な整備 率三十

健全な山林の管理を二十一世紀に向けた 計画を策定すべきではないか。で施設サービスを受けられるで施設サービスを受けられるので施設サービスを受けられるのでを設け、県も支援とのでが、特養の人所待機が、大・七%で、特養の人所待機が



(自由民主党)



街づくりを問

が完了。高架橋本体工事は十百八十戸のうち百二戸の契約百八十戸のうち百二戸の契約条土木部長高架区間の用地 今後の年次計 向けた取り組みを聞 く。また、 鉄道高架事業の進 路面電車(次計画、問題 の北進に問題点を聞いた。

企画を幅広く考えたい

い。の観点から検討し、協力したの観点から検討し、協力したは見全体の観光振興文化環境部長の高知市の事業

行振事業

・奈何議案 8議案)
「 高知県緊急地域雇用特別基金条例議案」
「 用語等の使用の適性化を図るための関係条例の整理に関する条例議案」
「 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案」
「 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「 高知県工業日水道条例の一部を改正する条例議案」
「 高知県工業日水道条例の一部を改正する条例議案」

「平成11年度高知県一般会計補正予算」 「平成11年度高知県土地取得事業特別会計補正予算」

「高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する 条例議案」 総合保養地域重点整備地区における県税の不均一課税に関する条

例等を廃止する条例議案」

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」

ルサマルボラ、が良守に関するボアルグ このとな正するボアル森采り・その他の議案 4議案) 「 税務電算ンステム開発業務に関する委託契約の締結に関する議案」 「下切地区ふると農道緊急整備シネル工事請負契約の締結に関する議案」 「県道土佐清水宿毛線緊急地方道路整備事業 (土佐清水2号橋上 部工)工事請負契約の締結に関する議案」

鏡ダム堰堤改艮管埋設備工事請負契約の締結に関する議案」 ・人事議案(1議案)

「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」 ·報告議案(1議案) 「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の専決 処分報告」

議員提出議案(8議案)

「私学助成制度の充実強化及び私学教育費減税の創設に関する意 見書議案」 「介護保険法の円滑な実施を求める意見書議案」

「NPO法人(民間非営利団体)の育成策の強化を求める意見書議案」 「商丁ローン被害の解決を求める意見書議案」 「食料・農業・農村基本法の施策具体化を求める意見書議案」

「東海村臨海事故への緊急対策と原子力安全体制の総点検を求め る意見書議案」 移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書議案」

「道路予算の確保に関する意見書議案」 否決された議案(1議案)

議員提出議案(1議案)

「道理ない衆議院の比例定数削減に反対する意見書議案」

を 知事 土佐山内家宝物資料 を 知事 土佐山内家宝物資料

前副知事の対応等には次のような問題があり、その責任は極めて重大である。

- (ア)前副知事は、9年11月に商工労働部からこの事件の概要の報告を受けており、当時は違法性の認識はなかったとのことだが、もう少し詳細に関けば違法性の認識もできたはずである。
- (イ)9年12月に直接元県幹部から事情を聞いた際、金の使途として具体的な企業名を尋ねたが、その答えをもらっていない。疑問に思うのが普通だと思うが、「彼なら返せる」と信頼したという説明はいかにも不自然である。
- (学)副知事ならば、関係部局からの報告や本人の事情聴取等から知り得た情報で、この事件は地方公務員法違反の信用失墜行為であり、当然懲戒処分の対象になると判断し、対応を指示すべきであった。
- (エ) しかるに、前副知事は事務の最高 責任者として、「まずは本人から返 さすこと」という県としての方針 を決めたと思われるが、この方針 は明らかに判断ミスであり、以後 の対応方針に大きな影響を与えて しまった。
- (オ)また、退職願の撤回を認めることによって、以後責任体制があいまいになった。このような重要な事件については、知事に直ちに詳細な内容を報告し、知事の判断を仰ぐべきであるが、それが十分でない。むしろ、知事に対し「あとは私にお任せください」と以後の処理を引き受けておきながら、適切な対応をしていない。
- (対)このように以後の処理責任を自ら引き受けながら、10年4月の新旧

副知事の交替の際、この事件の文書による明確な引継をしていない。 そのことが以後の新副知事の対応 にも大きな影響を与えてしまった。

キ現副知事の責任

現副知事は、10年4月1日の就任であり、9年10月から12月までの重要な決定には全く関知していない。しかしながら、副知事就任後、事務の引継や事件の進行管理等において次のような多くの問題を抱えており、その責任は極めて重大である。

- (ア現副知事は、「商工労働部からこの事件の本格的な報告を受けたのは 10年9月」と言っているが、商工労働部は、「ずっともっと早い時期に報告した」と言っている。また、前副知事は、交替時に「人事管理上の問題として口頭で伝えた」と言っているが、これに対して現副知事は、「文書でも口頭でも引継はなかった」と言っており、真っ向から食い違いが見られる。
- (イ)現副知事は、遅くとも 10 年 9 月に は事件の詳細な報告を受けている が、違法性の認識はなかったと説 明している。
 - これだけの重大な事件で、かつ担 当部局から詳細な報告を受けてい るのに本件が懲戒処分の対象であ ると気付かないのはおかしい。
- (ウ) 10 年 9 月に報告を受けた後は、この事件の進行管理は副知事が中心となり、関係部局に指示をしながら行うべきであった。
- (エ) この時点で、この事件に対する県としての対応方針について相談をされたが、従来の方針どおり「まずは返さすことでいく」との方針を決めている。返済が全くされていないのにこの判断はおかしいし、

その判断を下すに際しては、知事 に事前に報告し、判断を仰ぐべき であった。

(オ) 10 年 10 月に知事から「海洋局次 長の問題をよろしく」と言われた とき、この事件の詳細な報告をし なかった。

ク知事の責任

知事は、この事件の処理を副知事に 任せているが、組織の最高責任者と しての責任は極めて重大である。 また、事件の概要を知ったときの基 本認識、要所、要所での事実確認や 指示が適正さを欠いていること等に 問題がある。

- (ア)知事は、「9年12月に副知事からこの事件の報告を受けたとき、深刻な問題として受けとめなかった。したがって、借金の額や借入先、使途等について聞かなければならないという危機意識が芽生えなかった」というが、その認識や感覚は県の最高責任者として極めて問題である。
- (イ)当然、もっと詳細に事実関係や問題点を聞いた上で判断し、指示を行うとともに、その後の取り組み状況等についての報告を随時求めるべきであった。
- (ウ)これだけの重大な事件の情報が関係部局長から知事に一切伝わっていないというのは、組織として異常である。

知事に対して悪い情報は伝えにく いという体質になっている恐れが ある。

- (エ)知事の3カ月無給処分を決めた条 例改正の専決処分に関する手順等 の責任
- この事件の重大性や当委員会で調査中であること等を考慮すれば、

調査結果を待ってその責任を明らかにし、議会審議を経るのが基本である。

- ●議会に一切説明せずに、条例改正 を専決処分で行うと表明したこと は議会軽視も甚だしい。
- オリ県の組織の最高責任者としての責任
- ■この事件に対する認識や問題意識の欠如に見られる職員の意識改革の遅れ。
- 部局間や上下のラインの連携が欠けており、情報の整理伝達が不十分であったため、初期段階で県として致命的な判断ミスを犯した。
- ●正確な情報が共有されていないため、関係課長や部局長はもとより副知事、知事までがその職責を果たしておらず、組織としての体をなしていない。
- ●議会や県民に対する情報提供や説 明責任が不十分である。



橋本知事に対して質疑を行う(8/19)

(2)再発防止対策等について

再発防止対策については、これまで 事件の概要や行政対応の問題点等を 明らかにしてきたので、それぞれそ の原因や対策を分析・検討する中で おおむねその項目が整理されている と思う。また具体的な再発防止対グ

策は、執行機関において検討・策定 することが適当と考えるので、当委 員会としては、ここでは主要な項目 についてのみ指摘する。

ア県職員(特別職を含む)の意識改革 の推進と公務員としての資質の向上

- 県民全体の奉仕者としての意識の 確立
- ★遵守の精神の徹底と懲戒処分事 由等に対する認識の徹底

イ重要案件に対応するシステムづくり この事件のような重要な案件への対

応は、災害対応のように県の組織を 挙げて直ちに対応する必要があり、 そのためのシステムを確立する。

- ◆特定の個人(例えば副知事)が対応、判断をしない。
- 組織の縦・横の連携の強化
- 庁議・部局連絡会議の活用
- 初動の判断ミスが事件の拡大につ ながるので、事件の初期に慎重か つ組織的な対応を行う。

ウ重要案件の適切な進行管理

この事件は、9年12月に退職願が撤回された時点から、責任を持って対応する部署がなく、事実上無責任体制となっている。

案件によって、責任を持って進行管理を行う部署を決定しておく必要がある。

工情報の共有化の促進と情報伝達方法 の抜本的改善

- 部局間、上下間の情報の共有
- 文書、メモによる明確な情報の伝達と整理保存
- ■職員間の報告、連絡、相談のシステムの確立
- 事務引継の適正化
- ●情報伝達や意思疎通が自然にできるような風通しのよい職場環境づくり

オ適切かつ公平な組織・人事管理の確立

- ●組織全体でチェックし、管理する 体制づくり
- 飲酒運転事案は直ちに懲戒免職処分になるが、この事件の場合は、事件把握後1年4か月も処分なしというのはいかにも不公平。県民、職員が納得できる基準の確立と運用の適正化を図る。
- 県職員の徹底した網紀粛正と不正 防止の仕組みづくり
- 防止の仕組みづくり ●幹部職員の資質の向上と適正な配

カ県民や議会に対する情報公開や説明 責任の推進充実

執行部の内部資料の問題に見られる ように、情報や資料等をできるだけ 隠したがるという古い体質が残って いる。

こうした体質を根本的に改め、自ら積極的に情報を提供するとともに説明責任を果たすよう最善の努力をする。



質疑に聞き入る傍聴の方々(5/25) 傍聴希望者が定員を上回り、抽選 になることもあった。

第3 まとめ

当委員会は、事件の真相を究明するため、10回にわたり委員会を開催し、

当時の責任者である知事以下の県幹部 職員や前副知事等の参考人の出席を求 め、慎重な調査・審議を行った。

その結果、この事件は元県幹部が犯した前代未聞の大事件であり、また県の職員というよりも人間として守らなければならない倫理観が欠如した極めて特異な事件であることが判明した。

また、県がこの事件の概要を把握した後の行政対応に極めて重大な問題があり、このことが事件の早期解決を遅らせ、むしろ事件の拡大を招き、県民の県政に対する信頼を根底から損なうという深刻な事態を迎えることになった

その主たる原因は、県の人事管理、 組織管理、情報管理、危機管理、業務 の進行管理等に重大な欠陥があり、当 時の責任ある立場の者がだれ一人その 職に見合う責任と義務を全うしていな かったことによる。

具体的に言えば、県が9年10月に事件を把握してから12月に退職願が撤回されるまでの間において、県は既に、

- ●元県幹部が指導監督する立場にある 高知商銀から、員外貸付など法令に 違反し、また無担保で 5 億 2500 万円 の借り入れをしている事実
- 何度も償還期限を延期しながら、返済が全くされていないこと
- 借り入れ理由等の矛盾
- ▼又貸ししているとする企業名は言えないこと

など、元県幹部に対する信頼を覆す事実を数多く把握していたにもかかわらず、情報の共有ができなかったことや違法性の認識の相違等により、重要な初期段階で県としての対応方針について重大な判断ミスを犯した。この判断ミスが事件の解決を遅らせ、また事件の拡大につながった。

この事件の異常性や事件に対する県の対応の不手際により県民が抱くこととなった行政に対する極度の不信感は、 県として極めて憂慮すべき事態である。

このような行政不信を招いた県の責任は極めて重大であり、この事件に関係した幹部職員については、それぞれの職責に応じた管理監督責任や職務義務違反の程度に見合った厳正、かつ県民の納得する処分を行うことを要請する。

最後に、県は今後、当委員会が指摘 した問題点や責任問題、再発防止対策 などを踏まえ、また自らも謙虚に反省 のうえ、事件の背景や原因を徹底的に 分析し、総合的かつ、抜本的な対策を 早急に樹立すべきである。

そして、これを職員一人ひとりの確固たる決意のもとに、組織を挙げて着実に実行し、一日も早く県政の再建に全力で取り組み、県民の信頼回復に努めるよう強く要請する。

元県幹部職員による巨額借り入れ 焦げつき関連事件調査特別委員会委員

委員長 土森 正典(自由民主党) 副委員長 岡崎 俊一 (清流会·公明) 樋口 秀洋(自由民主党) 山本 広明(植田壮一郎(森 雅宣(溝渕 健夫(元木 益樹() 西森 潮三(委 員 池脇 純一(清流会·公明) 二神 正三 (フレッシュ21) 川添 義明(県民クラブ) 江渕 征香(" 梶原 守光(日本共産党) 田頭文吾郎(

元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件 調查特別委員会報告書(振粋)

平成 11 年 9 月 24 日

高知県議会議長 依光 隆夫 様 高知県議会元県幹部職員による巨 額借り入れ焦げつき関連事件調査 特別委員会

委員長 土森 正典

元県幹部職員による巨額借り入れ 焦げつき関連事件調査特別委員会 報告書

今回の「元県幹部職員による巨額借 り入れ焦げつき関連事件」は、元海洋 局次長が、その在職中に先物取引の投 機資金を捻出するために、不正に巨額 の融資を受け、詐欺・背任容疑で起訴 されるという、県政史上例のない不祥

この事件の真相を究明するために、 去る5月14日に設置された当委員会は、 この事件にかかる県としての行政対応 の実態や問題点、責任の所在等を中心 に延べ10回にわたり審議を尽くした。 以下、その調査結果について報告する。



9月定例会で報告を行う土森委員長(9/24)

第1 はじめに

橋本知事は、平成3年12月に就任以 来、「県庁職員の意識改革」や「開かれ た県政」「県民参加型の県政」 また 「行政の説明責任」など次々と看板を 掲げながら、組織改革や意識改革に取 り組んできた。

しかし、今年になって、「元県幹部職 員による巨額借り入れ焦げつき関連事 件(以下、「事件」という)をはじめ、「池 川町の覚醒剤事件」、「セクハラ事件」 など一連の不祥事が次々と明らかに なったように、目標と現実には大きな 乖離がある。

その中でも、この事件は、知事から 担当職員に至るまで絶大な信頼を抱い ていた都築弘一元海洋局次長(以下、 「元県幹部」という)が、その在職中 に大豆の先物取引の投機資金を捻出す るために、不正に巨額の融資を受け、 それを焦げつかせたという県政史上で も特異な事件である。

一連の不祥事の中でも、特にこの事 件については、事態の重大性から平成 11年5月臨時議会の本会議及び総務委 員会、産業経済委員会において、執行 部の認識や対応、責任の所在などにつ いて質したが、真相の究明にはほど遠 い状況であった。

県民の負託を受けた県議会として、 行政のチェック機能を果たし、県民に 対して真相を明らかにするため、去る 5月14日、臨時議会において、「元県

幹部職員による巨額借り入れ焦げつき 関連事件調査特別委員会」(以下、「委 員会」という)を設置し、真相の究明 を行うことを決定した。同時に、一連 の不祥事に対して、県政史上初めで「知 事に対する問責決議」を賛成多数で可 決した。

当委員会は、5月25日から9月16 日まで、延べ10回にわたり委員会を開 催し、その間、前副知事や前商工労働 部長などを参考人として招致するとと もに、執行部からは知事をはじめ関係 部局の幹部職員、さらには当時の担当 職員まで出席を求め、事件の真相究明 のために調査、審議を尽くしてきた。

この間の当委員会の審議状況や、審 議の中で明らかとなった問題点および 責任の所在等について、以下報告する。

第2 調査結果の概要

1事件の経過及び行政対応の概要

(省略)

2 行政対応の問題点や疑問点等について (省略)

3責任の所在と再発防止対策等について

以上述べてきたように、この事件は 通常では考えられないような大変異 常な事件であった。にもかかわらず、 この事件に対する行政としての対応 に極めて重大な問題があったことか

ら、県政史上例のない不祥事となり、 県民の県政に対する信頼を根底から 損なうという、まさに最悪の事態を 迎えることになった。

今まさに、この問題について県とし て責任の所在を明確にするとともに、 今後、二度と再びこのような不祥事 が起こることのないよう、適切かつ 抜本的な対策が求められる。



組織委員会で委員長、副委員長を選出 (5/14)

(1)責任の所在について ア元県幹部の責任

まず、最も責任を問われるべき者は、

今回の不祥事の原因を作った元県幹 部である。

元県幹部は先物取引の深みにはまり、 県の同僚や知人等から次々と借金を 重ね、資金繰りに困り、ついに、公務 員として絶対に行ってはならない地 位の悪用によって、検査・監督対象 である高知商銀から5億2500万円も の多額の金を違法に借り入れた。

そして、返済不能に陥り、高知商銀 を破綻に追い込む大きな要因を作っ た。

さらに、融資の事実発覚後も、県を はじめ関係機関を一貫して騙し続け、 県はもとより、関係機関に対し取り 返しのつかない行政不信や損失を与

元県幹部は、今年3月16日に懲戒免 職処分を受けた後、詐欺、背任容疑 で捜査当局に逮捕され、現在、高知 地裁においてその重大な責任を問わ れているのである。

イ県庁組織全体としての責任

これまで明らかにしてきたように、 事件の重大性等から勘案すると、当 然全庁的な対応をすべきものであっ たが、むしろ逆に全庁的な問題とし て対処することを意識的に避けたよ うにすら思われる。このような危機 管理に全く対応できない県庁組織、

職員の意識構造となっていることは、 幹部職員に重大な責任があると言わ なければならない。

具体的には、この問題について、知 **■や副知事に速やかに正確な情報が** 伝わっていないこと、関係部局間の 横の連携や課長から知事までの縦の 連携の欠如、新旧副知事の事務引継 の食い違い、情報の共有や伝達方法 に大きな問題があることなどである。

ウ商工労働部の責任

商工労働部は、関係部局の中でこの 事件の事実関係や問題点等を唯一お おむね正確に把握していたと思われ

しかしながら、次のような問題があ り、その責任は重い。

⑦この融資の大部分は、元県幹部が 商工政策課長当時の平成8年6月 から9年3月までに受けているに

もかかわらず、その事実を把握で きなかった。

- (イ)事件を把握してから後の対応とし て、事実関係や問題点を総務部や 海洋局、新旧副知事、知事に迅速 かつ正確に報告、連絡、相談等を すべきであったが、これらが不十 分であったり、また全くされてい ないものがある。
- ⑦元県幹部の借り入れ理由と高知商 銀の貸し出し理由、さらには本人 が県に対して説明した借り入れ理 由との矛盾を明確に承知していた のに、その情報を高知商銀に伝え なかった。
- (エ)この融資に県職員が関係している ことについて、四国財務局への報 告が合理的な理由もなく 10 年 12 月と著しく遅れた。

工総務部の責任

この問題の処理に関して人事当局 の果たす役割は極めて重要であっ たが、要所、要所で大きな判断ミ ス等を犯しており、その責任は重 大である。

- (ア)9年12月に退職願が出されたと き、人事課長は本人からもっと 詳細に事実関係や金の使途など を聞くべきであった。
- (イ)この時、人事課長は商工労働部や 海洋局からも詳細に事情を聞くと ともに文書で報告を求め、その上 で副知事に報告すべきであった (あるいは、関係部局と一緒に報 告すべきであった)。
- (ウ)人事課長が、この事件の概要や退 職願の提出・撤回の経緯等につい て総務部長に報告した時期が 10 年2月頃と著しく遅れた。
- 二人事課長は、退職願が出された時 点で総務部内で直ちに十分な協議

- をすべきであり、少なくとも対応 方針や措置結果については直ちに 部長等に報告すべきであった。ま た副部長や部長も報告を受けた時 点で部内で協議を行うべきであっ
- (オ)これだけの大事件についてその概 要を知り、また事情聴取をしてい ながら、この事案が懲戒処分に該 当するとの認識がなかった上、退 職願の撤回後も人事当局として適 切な進行管理をしなかった。
- 分退職願の撤回等について、服務監 督権者の海洋局長に何ら連絡や指 示をしなかった。



事件の概要について執行部から説明を受ける (5/25)

オ海洋局の責任

9年10月に商工労働部がこの融資の 事実を把握した当時、元県幹部は海 洋局次長の職にあり、その服務等の 監督責任は海洋局長にあった。そし て元県幹部は、9年12月19日に人 事課長に退職願を提出した際に、海 洋局長にも退職願について報告をし ているのである。

この退職願の提出を知った後の海洋 局の対応は、次に述べるとおり極め て問題があり、その責任は免れない。

- (ア)この事実を知れば、海洋局長は、 服務監督の責任者として元幹部の 借金の理由、その使途、返済の状 況等を把握し、指導するとともに その後の生活実態や勤務状況等に ついても重大な関心を持って見守 るべきであったが、それがなされ ていない。
 - その証拠に、現海洋局長は「10年 4月の新旧海洋局長の事務引継に この問題は出てこなかった。この 問題を初めて知ったのは二度目の 退職願が出された 11 年 1 月 28 日 である」と言っている。
- (イ) 10 年度に入ってから、高知商銀の 職員が再三にわたり県庁の元県幹 部のところに借金返済の督促に来 たといわれているが、それでもこ の事件に気付かなかった。
- (ウ) 10年9月下旬、元県幹部が県内水 面種苗センターが県内水面漁業協 同組合連合会に貸し付けた運転資 金の一部 1500 万円を一時的に流 用する事件が発生したが、この事 件の処理をめぐる海洋局長等の対 応にも問題がある。
- (エ) 10年 10月下旬に元県幹部が須崎 市の造船会社から 1500 万円を詐 取し、詐欺罪で起訴された事件の 管理監督責任がある。

力前副知事の責任

当委員会の調査によると、この問題 に関する情報は前副知事に最も集中 している。また、9年10月の事件把 握後から 12 月に退職願が撤回され るまでの間になされたと考えられる 県としての対応方針の検討・決定も 前副知事が最終の意思決定権者と なって行ったものと思われる。その 点からも、前副知事の対応・判断の 適否が重要なポイントであるが、◊

行政の政策評価の 仕組みを問う



川添 義明 ^(県民クラブ)

- 問 知事がこの二期8年でできなかったこと、あるいはこれから果たすべき政策があれば聞く。
- 知事 意識改革は十分できなかった。県庁の仕事が変われば県全体の流れが大きく変わると思うので今後力を入れたい。行政システムの改革にも取り組みたい。公経済にたよる構造の転換が大きな課題だが、これはまだとっかかりがつかめない。元気なお年寄りへの対応や、本当に少なくなった子どもをどう育てていくかも大きな課題だと思う。
- 問 労使関係の基本は、意見は意見として闘わせ、 約束事はきちんと果たすことにある。県庁の労使 関係の正常化に向けて知事の考え、気持ちを聞く。
- 答 知事 私たち県の職員は県民が雇い主であり県 民へのサービスを第一に考えるという視点から職 員団体とも議論してきた。今後も筋の通った議論 はしていきたい。ともに仕事がしていける、話し 合っていける関係を築いていきたい。
- 問 社会経済構造の転換に対処するため、行政の政策評価の仕組みをどうするかについて、各県が今努力しているが、本県はどのように作業が進んでいるのか。
- 答 総務部長 現在、事業評価システムを構築中で、 これは事業の決定から施行状況、効果までをわか りやすく客観的に県民にお示しするものであり、 行政としての説明責任も果たせると考えている。

質問者

予算委員会委員(20名)

安 貝 伎	結功	運	(日田氏土兄)		
副委員長	浜田	英宏	(")
委 員	中西	哲	(")
"	森田	英二	(")
"	川田	雅敏	(")
"	樋口	秀洋	(")
"	広田	_	(")
"	植田壮	士一郎	(")
"	東川	正弘	(")
"	元木	益樹	(")
"	西森	潮三	(")
"	黒岩	正好	(清	流会・公明	月)
"	佐竹	紀夫	(")
"	朝比到	除利広	(")
"	二神	正三	(フ	レッシュ2	1)
"	森田	益子	(県	民クラフ	ブ)
"	川添	義明	(")
"	米田	稔	(日	本共産党	(₫
"	公文	豪	(")
"	田頭戈	大吾郎	(")



阪神・淡路大震災復興支援館(フェニックスプラザ)で説明を受ける

文化厚生委員会

9月8~10日

神奈川県、静岡県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 県民活動サポートセンターの概要(神奈川県)
- 県総合健康センターの概要 (静岡県)
- 県女性総合センターの概要 (静岡県)
- 藤枝市立総合病院の概要 (静岡県)
- 特別養護老人ホーム「いなさ愛光園」の 概要(静岡県)

10月7日(9月定例会中)

付託された4件の議案を審査し、全て原案 どおり可決、意見書3件を審査

総務委員会

10月7日 (9月定例会中)

付託された7件の議案を審査し、全て原案 どおり可決、意見書5件を審査

10月26~28日

兵庫県、三重県、岐阜県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 中学生体験活動「トライやる・ウイーク」 について(兵庫県)
- 防災対策について (兵庫県)
- 行政システム改革について (三重県)
- 岐阜県図書館の概要(岐阜県)
- 県防災交流センターの概要 (岐阜県)



神奈川県民活動サポートセンターにて

常匪委員会の動き

(9月~11月)



WAVE 滑川(タラソピア)で説明を受ける

企画建設委員会

9月6~8日

広島県、島根県、鳥取県、岡山県において、所 管事項の調査を行う。

主な調査事項

- ◆集落・生活拠点整備計画の概要について (広島県)
- 申山間地域研究センター設置の経緯及び 概要について(島根県)
- 奥出雲手作り村構想等について(島根県)
- ・ 境港 FAZ の概要及び港湾施設について (鳥取県)
- 吉備高原都市の概要について(岡山県)

10月7~8日(9月定例会中)

付託された6件の議案を審査し、全て原案 どおり可決、意見書3件を審査

産業経済委員会

9月8~11日

福井県、石川県、富山県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- ●間伐材を利用したガードレールについて (福井県)
- 県内水面総合センターの概要(福井県)
- ◆本県産品の流通状況及び市場の状況について(石川県 高知県金沢青果物あっせん所)
- 県林業試験場の概要 (石川県)
- 県産業創出支援機構の概要(石川県)
- 深層水を利用した海洋療法(タラソテラピー)の概要(富山県)
- 開放型畜産試験場の概要及びクローン牛の研究について(富山県)

10月7日(9月定例会中)

付託された4件の議案を審査し、全て原案 どおり可決、意見書3件を審査



-境港(さかいこう)の概要説明を受ける

室戸の豪雨災害について問う



植田壮一郎

- 問8月10日の豪雨災害で、室戸市などに大きな被害が出た。現在の農林業は大型機具が多く、その損害は多額になっている。農林業関係の倉庫や機械類への支援対策はないか。
- 答 農林水産部長 個人所有の倉庫や機械類への補助制度はないので、国の融資制度の活用ということになる。県としても、国の制度を上回る県単独の融資制度として農林業災害対策資金を創設し、災害復旧を支援したい。
- 問 室戸市吉良川町の「西の川」「東の川」に、河川 の水位を測定するテレメーターや雨量計が設置さ れていなかったが、今後の対策を聞く。
- 答 土木部長 県では3カ年の予定で総合防災情報システムを構築中であり、その中で、西の川は11年度中に、東の川はこの3カ年の内に水位観測局を整備したい。また、雨量計は、土砂災害監視の目的をあわせたものを、室戸土木事務所管内で4カ所、増設したい。
- 問 高知シーライン、フェリー「むろと」の現状について、知事の認識を聞く。また県として、運行再開への支援対策をどう考えているのか。
- 答 知事 事故後、会社の関係者が再開に向けて努力をされていることは承知しているし、この航路が県と地域に大変重要な意味を持っていることも認識している。シーラインの方からのさまざまな要望を受けとめて、国との間の調整などをした上で、財政的な面も含め、できる限りの応援をしていきたい。

環境保全型農業を 積極的に推進せよ



朝比奈利広 (清流会・公明)

- 問 環境保全型農業は社会の要請であり、消費者に 信頼される商品の供給は生産者の責任である。こ うした農業を確立するため、関係団体から出され た12年度事業の要望にどう対応するのか。
- 答 農林水産部長 臭化メチル代替技術の確立、減 農薬農産物の品目拡大と栽培技術の確立、マルハ ナバチ利用技術の普及などについて要望を受けて いる。環境保全型農業の確立と農産物のプランド 化、差別化は農業振興の重要な柱という基本認識 で取り組む。
- 問 第二次財政構造改革は、中山間での事業が多い 県単事業を 40%削減する内容だが、一方で高知市 中心の 21 重点事業はそのままだ。中山間住民の観 点から、県単事業を継続し、21 重点事業を見直す べきではないか。
- 答 総務部長 14年度に事業費を一気に切り込む事態を避けるため、今から改革に取り組む必要がある。 知事 改革の内容の見直しが必要とのご意見は今後の検討課題とさせていただく。
- 問河川整備は自然景観重視の方向に転じて歓迎されている。だが、せっかくの自然石の間をコンクリートで堅めウナギや蟹の棲む場所がない。災害に備える強度も必要だがさらに工夫ができないか。
- 土木部長 多自然型川づくりは今後も推進したい。限られた用地の中でやむを得ずコンクリート構造になる場合にも、昔ながらの工法を取り入れ、水際に変化を持たせる工夫をしていきたい。

結核対策の充実・ 強化を



米田 稔 (日本共産党)

- 問 結核対策は、予防・診断と発症後のフォロー、 そしてベースになる住民啓発や、行政と関係者の 認識が極めて重要だと思う。住民・事業所への啓 発と学校・病院での集団・院内感染についての対 応及び今後の対策を聞く。
- 管健康福祉部長 結核は過去の病気という誤った 認識を持たれがちであることが対策上の大きな課題なので、啓発が大事だ。具体的には啓発リーフレットを一般県民、事業所、医療機関、福祉施設用に約18万5千部作成配布した。学校・医療機関に対しては研修会を11年度9回実施した。また、院内感染対策として、11年8月に全医療機関の実態調査をしたので、その結果を今後の対策に生かしたい。
- 問本県は結核の新患者数、罹患率が全国で4位、 5位と高い。その解決のため、高知医科大学への 結核病床の開設など、教育研修機能の充実を国に 強く働きかけるべきではないか。
- 答 健康福祉部長 高知医科大学に関しては、今の ところ国の動きはないと聞いている。今後、関係 者、関係機関と協議していきたい。
- 問 多剤耐性結核患者が県下に20人近くいる。その 療養治療のために必要な特別室を新国立高知病院 へ設置すべきではないか。
- 管健康福祉部長 国が国立療養所などを中心に拠点施設を整備してネットワーク化する、という話を聞いている。県として、新国立高知病院への病室設置を強く要望したい。

9月定例会中の10月6日に、 予算委員会の質疑が7人の委員 により行われました。

予算委員会は、県の当初予算とその関連事項などについて総合的に審査するために、平成7年度から、9月定例会、2月定例会で開催されています。

9月定例会 予算委員会の質問から

(10月6日)



教員の社会体験は 採用条件にすべき



二神 正三 (プレッシュ 21)

- 問 教頭職登用の条件は現在教員歴等15年以上だが、管理職の手腕がより一層問われる時代となるにあたって、条件を見直すべきではないか。一般企業では15年で管理職ということはまず考えられない。
- 答 教育長 幅広い層からの人材登用、小規模校が 非常に多いこと、採用年齢の上限が34歳と高いこ とから、15年を基準としておきたい。登用審査の 内容は改善しているし、これからも時代とともに 常に見直す。
- 問 採用 2 年目教員の長期社会体験研修は、半年間という中途半端なもので、しかも社会体験を採用条件に含めておけば実施の必要がないものだ。研修は一定の成果が上がっているとの答弁だが、どこにその根拠があるのか示せ。
- 答 教育長 ソフト事業なので数量的にということではなく、体験した教員との意見交換、学校現場の声、受け入れ企業の声を総合的に判断して、一定の成果が上がっているとお答えしている。
- 問本県の財政構造改革は国の積極財政に逆行しているが先々の社会資本整備に危惧はないか。また、県は改革の方針を県下の市町村にわかりやすく説明すべきではないか。
- 答 知事 国と県では財政の仕組みや景気に果たす 役割に違いがあるので、地方独自の判断が必要と 思う。県の姿勢が市町村にも十分理解をいただけ るよう、県幹部が同じ意識に立って取り組む。

病院事業の経営改 善を質す



西森潮三

- 問 県立病院事業は、地方公営企業法の趣旨を県が生かしていない。本当の経営改善とは、収入に見合った給料とか経費を考えていくことだ。赤字約200億円を一般会計から支援することには極めて困難が伴うと思うが、その考えに変わりはないか。
- 答 知事 県財政は大変厳しいが、病院独自での赤字解消は難しいので、病院が抜本的な経営改善に取り組むことを前提に、一般会計から最大限の支援が必要と考える。このため今後、準用再建団体の指定も検討したい。
- 問 県立病院の赤字の根本原因である人件費に手を つけずに抜本的改善はありえない。公営企業本来の 姿に立ち返って経営に応じた給与に見直すべきだ。
- 答 知事 現在は県職員の給与に準じている。これ を改めて、公営企業法の趣旨に沿い経営状況が反 映される制度にしたい。勧奨退職の対象年齢も引 き下げを検討したい。
- 問 今の病院事業は、人事権や予算上の、あいまいなシステムに問題がある。知事は昨年2月に医療行政の一元化を図る方向で検討すると答弁しているが、変わりはないか。また、病院局の問題でなく、県の問題として取り組むべきと思うが知事の決意を聞く。
- 答 知事 これは大変大きな課題なので何度も何度も 協議した結果、抜本的見直しが進めば現在の体制で 運営した方が改善につながると判断した。 県庁全体で の取り組みについてはリーダーシップを持ってあたる。

学校給食の新しい 方向を問う



田頭文吾郎 (日本共産党)

- 問 県では、9年度から実施してきた「学校給食用中山間地域米供給モデル事業」を11年度で打ち切り、学校給食の新しい方向について協議中と聞くが、その協議内容と実施時期を明らかにせよ。
- 答 農林水産部長 米、野菜、魚などの地域食材を 利用する学校給食を、人づくりと地域の横のつな がり、食と農を核とした地域づくりに生かす仕組 みができないか、来年度に向けて検討している。
- 問 県西部を中心に早場米が大きな被害を受け、農家は支払時期を迎え大変な事態に陥っている。水稲共済はあっても、支払いまでに時間がかかる。 県から関係機関に早期支払いを要請できないか。
- 答 農林水産部長 制度上は共済金の仮渡しが可能 だが、全損でない場合はいろいろの問題があって 実施されていないと聞く。被害が大きく地域的に も甚大な場合の支払いの可能性について農業共済 組合連合会と協議したい。
- 問 中山間の田畑では鳥獣被害が本当に深刻で、このままいくと耕作もできなくなる。ここまで被害が出たら、県が対策本部をつくり、集中的に取り組むべきではないか。
- 答 知事 市町村は県単のモデル事業の中で予察駆除の計画を立てられるし、12年4月から駆除の権限が市町村に移るので、一番実態を知っている市町村ごとに協議会をつくる方が実効性が上がると思う。県は市町村間の情報伝達機能を果たす。

まず公営企業会計の決算を審査

平成 10 年度の決算審査を行うため、9 月定例 会において決算特別委員会が設置されました。

10月7日に開かれた初めての委員会では、正 副委員長の互選、今後の委員会活動の日程など について協議を行いました。

続いて、11月9、10日には4つの公営企業会計

- (所管:企業局) ● 高知県電気事業会計
- 高知県工業用水道会計 (
- 高知県観光施設事業会計((所管:病院局) ●高知県病院事業会計

の決算を審査し、29日には審査結果のとりまと めを行いました。

なお来年1月からは、一般会計、特別会計の 決算審査を順次行っていく予定です。



- 平成10年度決算の審査に入る -

決算特別委員会委員(11 名)

元木 益樹 (自由民主党) 副委員長 川添 義明 (県民クラブ) 中西 (自由民主党) 哲 三石 文隆 森田 英二) 浜田 英宏) 森 黒岩 正好 (清流会·公明) 11 佐竹 紀夫

> 稔 " 米田 (日本共産党) 田頭文吾郎

県外調査を実施

また、11月17日から19日にかけては、本県の 決算審査の参考とするため、新潟県、長野県、山 形県において、決算審査の状況などについての 調査を行いました。(調査項目は下記のとおり)



- ① 新潟県21世紀の県行政創造運動」について
- ②新潟県議会の決算審査について
- ③長野県の公営企業決算について
- ④山梨県立美術館の概要について
- ⑤山梨県果樹試験場の概要について

ていただきます。 内の方々への年賀状は控えさせ公職選挙法の規定により、選挙区 良いお年をお迎え下さい。 年 始 のご あ にい さ つ いつ て

局知県議会議員

同



案内係を務めるクジラ君

表紙でもごらんいただきましたが、10月1日、高知県議会のホームページ を開設いたしました。

ホームページでは、議会の役割や仕組みなどについて、わかりやすく紹介 しておりますほか、議員名簿、議事録などの閲覧ができます。また、定例会や 委員会の日程をできるだけ迅速にお伝えしていくといったことも行っています。

今後ますます充実を図っていく予定ですので、アクセスしてご活用いただく とともに、ご意見などをいただけましたら幸いです。

ホームページ URL http//www.pref.kochi.jp/ gikai/

本会議を表す。本会議を表す。

でお問い合わせくださ

い 場合が あり で、 定員 を が ます。 事 間 十時で、 関

くお願いいたします。

本会議、常任委員会、特別委 等で報道されますが、変更にないますが、変更にないますが、変更にないますが、変更にないますが、変更にないますが、変更にないますが、変更にないます。 県議会を傍聴し 138 7



森田益子議員 (県民クラブ)

・予算委員会 ・予算委員会

閲覧が可

年六月定例会

きます。 きます。 きます。 一本会議、予算委員会、常任・特別委本会議、予算委員会、常任・特別委 会議録の閲覧

あなたの声を県政に!

0

8

5 3

その役割を十二分に発揮し、県政の発展に がやってきたようで、一安心。 どと思っていたところ、遅蒔きながら冬将軍でないというのも不安に感じたりします。 な 努力して参りますので、ご支援のほどよろし ・も三期目を迎えますが、議会は引き続き 間もなく十二月定例会が開かれます。 寒さは苦手なのですが、 季節相応の気候

知

紙面へのご意見を お寄せください



・常任・特別委員会・常任・特別委員会・常任・特別委員会・常任・特別委員会の会議録

の間に開催された委員会の会議録~平成十一年九月定例会前

堂を見学

できま

おたより **〒** 780-8570

高知市丸ノ内 1-2-20 高知県議会事務局調査課

FAX 088-872-8411

電子メール

k50101@ken.pref.kochi.jp

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意 見を県政に反映させるための大切な制度です。 議員の紹介によって提出されたものを請願、 紹介がないものを陳情と区別しています。

請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基 づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長 あてに1部提出してください。

受理した請願書は、所管の委員会及び本会 議で審議され、採択されれば知事等に請願を 送付し、措置状況の結果を求めます。

また、陳情は、受理した場合、主旨をまと めたものを本会議場で全議員に配付します。 なお、請願の場合は、審査の結果を提出者 へお伝えしています。

請願(陳情)書

年 月 日

高知県議会議長

住

について

請願(陳情)の趣旨及び理由



20日(月) 21日(火)常任委員会

22日(水) "

24日(金)閉 会

所名名 印印 氏氏

請願(陳情)の項目